

## ふくしま産業活性化企業立地促進補助金（令和5年度募集）募集概要

要 件		概 要												
補助対象企業	<p>① 製造業に係る工場又は研究所を設置する企業          ② 自ら使用するための物流施設を設置する企業          ③ 次世代自動車関連産業投資企業（※1）          ④ 成長産業投資企業（※2）          ⑤ ICT 関連産業投資企業（※3）          ⑥ 知事が特に認める企業</p> <p>(※1) 交付要綱第3条(1)に定める、次世代自動車に関する構成部品や要素技術の参入等に対応するための投資を行おうとする企業。</p> <p>(※2) 交付要綱第3条(1)に定める、再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る投資を行おうとする企業。</p> <p>(※3) 交付要綱第2条(9)及び第3条(4)に定める、日本標準産業分類に掲げる「情報サービス業」及び「インターネット附隨サービス業」の用に供する施設、並びに「映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設。</p>													
補助対象事業及び対象経費	<p>補助対象業種の企業が次の施設で行う建物の設置（更新、建替、解体費用は除く。）及び設備の導入に係る費用とします（建物のみ、設備のみでも可）。</p> <p>①工場（製造業の用に供される施設）          ②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等）          ③試験研究施設          （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設）          ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設          （情報サービス業又はインターネット付隨サービス業の用に供される施設）</p>	着手（契約、発注等）しているものに係る費用は補助対象外です。												
交 付 要 件	<p>補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">投下固定資産額</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">新規地元雇用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1億円以上 (地域活性化等枠（※）5千万円以上)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5人以上 (地域活性化等枠3人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10億円以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10人以上 (地域活性化等枠5人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">50億円以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">50人以上 (地域活性化等枠10人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100億円以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">100人以上 (地域活性化等枠50人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(ICT関連産業投資企業のみ) 1千万円以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域活性化等枠の対象は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等により指定を受けた市町村（地域）に立地する企業又はIoT関連機器など省力化を目的とした機器を導入する企業。</p>	投下固定資産額	新規地元雇用者数	1億円以上 (地域活性化等枠（※）5千万円以上)	5人以上 (地域活性化等枠3人以上)	10億円以上	10人以上 (地域活性化等枠5人以上)	50億円以上	50人以上 (地域活性化等枠10人以上)	100億円以上	100人以上 (地域活性化等枠50人以上)	(ICT関連産業投資企業のみ) 1千万円以上	3人以上	
投下固定資産額	新規地元雇用者数													
1億円以上 (地域活性化等枠（※）5千万円以上)	5人以上 (地域活性化等枠3人以上)													
10億円以上	10人以上 (地域活性化等枠5人以上)													
50億円以上	50人以上 (地域活性化等枠10人以上)													
100億円以上	100人以上 (地域活性化等枠50人以上)													
(ICT関連産業投資企業のみ) 1千万円以上	3人以上													
補助上限額	補助上限額 5億円 (ICT関連産業投資企業については1億円)													

補助対象地域	県内全域（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の対象地域を除く）																															
補助率	<p>投資を実施する業種、新設・増設の違いに応じて下表右欄の補助率が適用となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象企業</th> <th rowspan="2">投下固定資産額</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>増設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業</td> <td>1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)</td> <td>10% 左記③④のみ</td> <td>5% 左記③④のみ</td> </tr> <tr> <td>②自ら使用するための物流施設を設置する企業</td> <td>10億円以上</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>③次世代自動車関連産業投資企業</td> <td></td> <td>左記③④のみ 20%</td> <td>左記③④のみ 15%</td> </tr> <tr> <td>④成長産業投資企業</td> <td>50億円以上</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ICT関連産業投資企業</td> <td>100億円以上</td> <td>左記③④のみ 25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥知事が特に認める企業</td> <td>左記⑤のみ 1千万円以上</td> <td>10%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	対象企業	投下固定資産額	補助率		新設	増設	①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業	1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)	10% 左記③④のみ	5% 左記③④のみ	②自ら使用するための物流施設を設置する企業	10億円以上	15%	10%	③次世代自動車関連産業投資企業		左記③④のみ 20%	左記③④のみ 15%	④成長産業投資企業	50億円以上	20%		⑤ICT関連産業投資企業	100億円以上	左記③④のみ 25%		⑥知事が特に認める企業	左記⑤のみ 1千万円以上	10%	5%	
対象企業	投下固定資産額			補助率																												
		新設	増設																													
①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業	1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)	10% 左記③④のみ	5% 左記③④のみ																													
②自ら使用するための物流施設を設置する企業	10億円以上	15%	10%																													
③次世代自動車関連産業投資企業		左記③④のみ 20%	左記③④のみ 15%																													
④成長産業投資企業	50億円以上	20%																														
⑤ICT関連産業投資企業	100億円以上	左記③④のみ 25%																														
⑥知事が特に認める企業	左記⑤のみ 1千万円以上	10%	5%																													
	※ 予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。																															
事業実施期間	原則として、指定を受けてから3年以内に事業を完了し操業することとします。																															
受付期間	令和5年7月20日（木）～令和5年10月20日（金）17：00																															
その他	<p>申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談（企業立地課：電話024-521-8523）をお願いします。</p> <p>※ 事業の着手は、対象企業の指定を受けた日以降となります。</p> <p>なお、自社の事情以外の特別の理由（代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど）により企業立地機会を失いかねない多大な損失が発生する場合に、あらかじめ行われる申請により、事業の事前着手を認める場合がありますが、事業の事前着手が認められた場合でも、指定企業とすることを約束するものではありません。</p> <p>※ 本事業の実施にあたっては、本補助金の交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守していただくことになります。</p> <p>補助金対象企業として指定された場合は、補助事業の進捗状況調査、補助金支払いのための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施しますので、御協力をお願いします。（御協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります。）</p> <p>なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品等の納入業者への調査（施設、設備を貴社へ納入した業者への直接調査）を実施する場合があります。調査への御理解と納入業者様へ調査が行われることへの事前の周知、協力依頼につきましてもお願いいたします。</p>																															